



平成 27 年 4 月 16 日

各 位

会社名 株式会社ファミリーマート
 代表者名 代表取締役社長 中山 勇
 (コード番号 8028 東証第一部)
 問合せ先 広報室長 岩崎 浩
 (TEL 03-3989-7670)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 27 日開催予定の第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、長期的な企業価値向上に資するためのコーポレートガバナンス強化の一環として、取締役会による業務執行に対する意思決定・監督機能の一層の強化を図るとともに、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制の拡充を図ることいたしました。

かかるコーポレートガバナンス強化のために、以下のとおり、定款の一部変更を行うものであります。

- (1) 取締役員数の上限を実態にあわせた適正な員数とするため、定款第 18 条に所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役及び監査役として、適切な人材の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款第 25 条（取締役との責任限定契約）及び第 32 条（監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第 25 条（取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 執行役員制の拡充に伴い、執行役員の選任方法と役割等を明確にするため、定款第 26 条（執行役員）の規定を新設するものであります。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(注) 下線は変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>35</u> 名以内とする。 第 19 条～第 24 条 (条文省略)	第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会等 (取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。 第 19 条～第 24 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 25 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 30 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。本条において以下同じ。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p><u>第 26 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>② 取締役会は、その決議によって執行役員のうちから専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p><u>③ 執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会で定める執行役員規則による。</u></p> <p>第 27 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 33 条～第 37 条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の効力発生日 (予定)

平成 27 年 5 月 27 日

以 上